

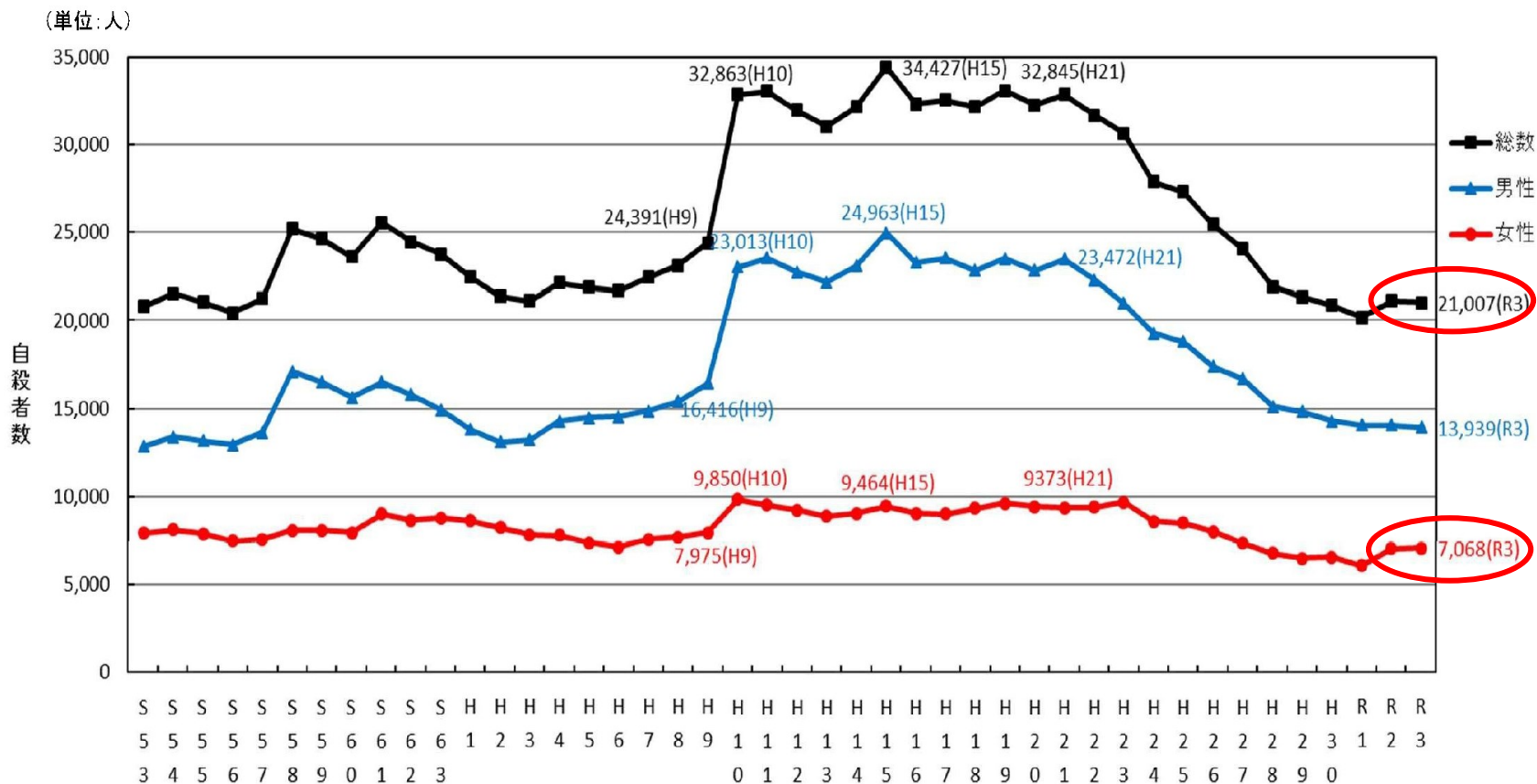
自殺対策基本法に基づく 取り組みについて

多賀城市自殺対策ネットワーク会議資料
令和5年1月19日

1.背景

○平成18年に自殺対策基本法が制定

平成10年に国内の年間自殺者数が急増し、平成15年には過去最大の34,427人となり、社会全体で自殺対策に取り組む必要があるとの観点から、平成18年6月に自殺対策基本法が制定された。平成22年以降、自殺者数は減少していたが、令和2年は上昇し、特に、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっている。



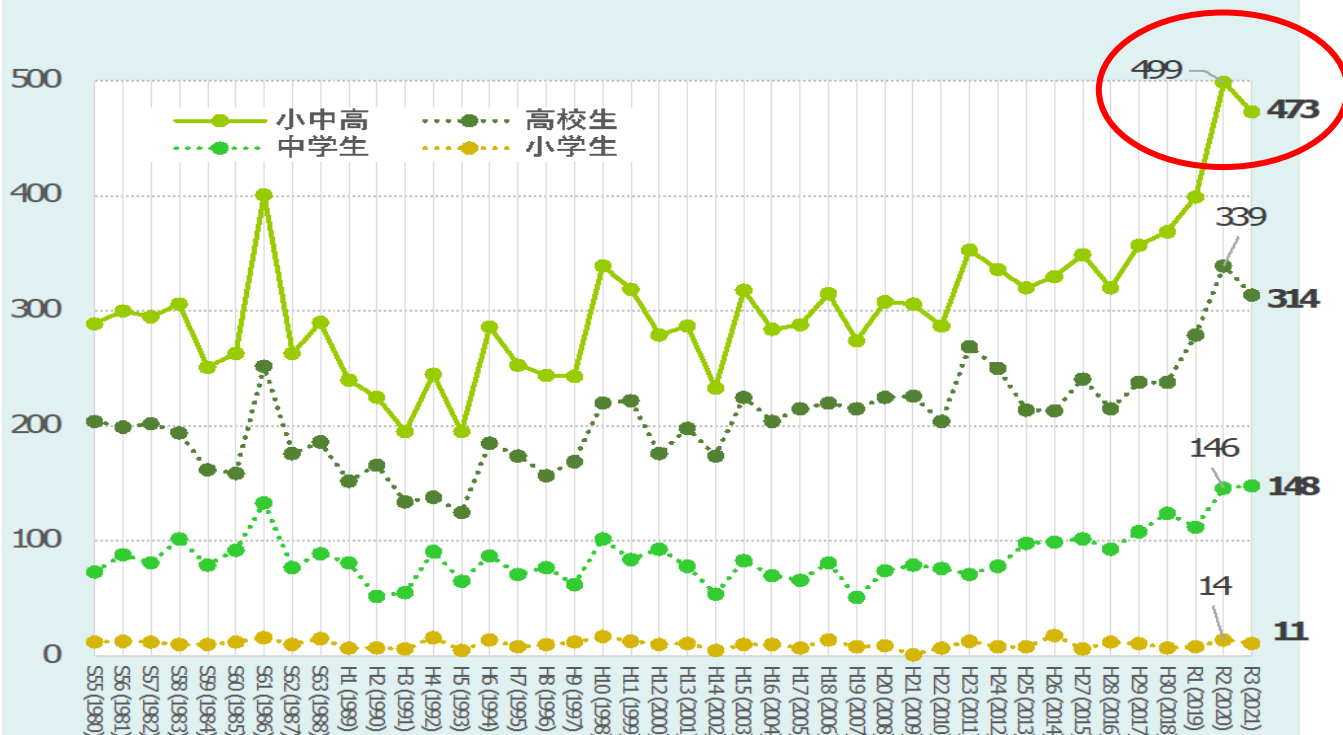
資料：警察庁自殺統計原票データから厚生労働省作成

1.背景

○平成18年に自殺対策基本法が制定

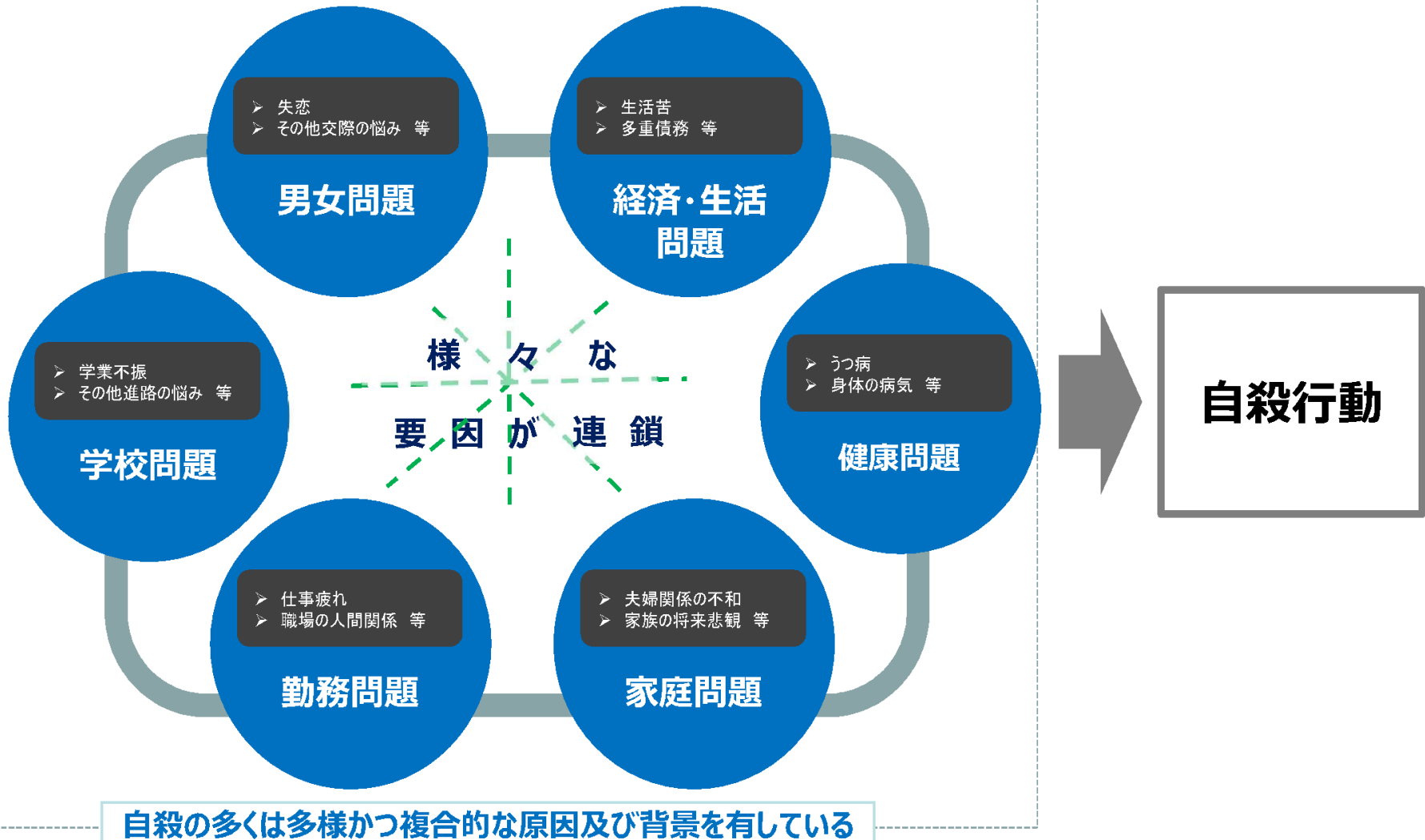
小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となった。



自殺の原因・背景について

- 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
(「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等)

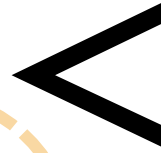


○自殺のリスクが高まるとき

阻害要因
を減らす

生きることの 促進要因

生きることの 阻害要因



将来の夢

家族や友人等
との良い関係

やりがいの
ある仕事や趣味

経済的な安定

ライフスキル

自己肯定感

楽しい思い出

心理的サポート

健康問題

失業、不安定
雇用

過重労働

介護疲れ

役割喪失

孤立

借金や貧困

いじめ、虐待

社会に対する
不信感

2.自殺総合対策大綱の改定

自殺総合対策大綱は、政府が推進すべき自殺対策の指針として策定され、5年を目途に見直しを図り、令和4年度に改定された。

○新たな「自殺総合対策大綱」のポイント

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 2 女性に対する支援の強化
- 3 地域自殺対策の取組強化
- 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

1

子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ・子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みの構築や運営に関する支援、体制を構築すること
- ・心の健康の保持に係る教育、SOSの出し方に関する定期的な教育の推進
- ・児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレットの活用等によるリスクの把握や情報発信を推進
- ・令和5年4月に設立が予定されている「子ども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備

2

女性に対する支援の強化

- ・ 予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援を含め、妊娠初期の方等の支援を推進
- ・ 出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防を図る観点から産婦健診で把握を行い、産後の初期段階における支援を強化
- ・ コロナ禍に限らず日ごろから、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なPR方法を含め、必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進
- ・ 多様なニーズに対応できる相談体制の整備

3

地域自殺対策の取組強化

- ・ 地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関とのネットワーク化の推進
- ・ 地域自殺対策推進センターの機能強化

4

総合的な自殺対策の更なる推進・強化

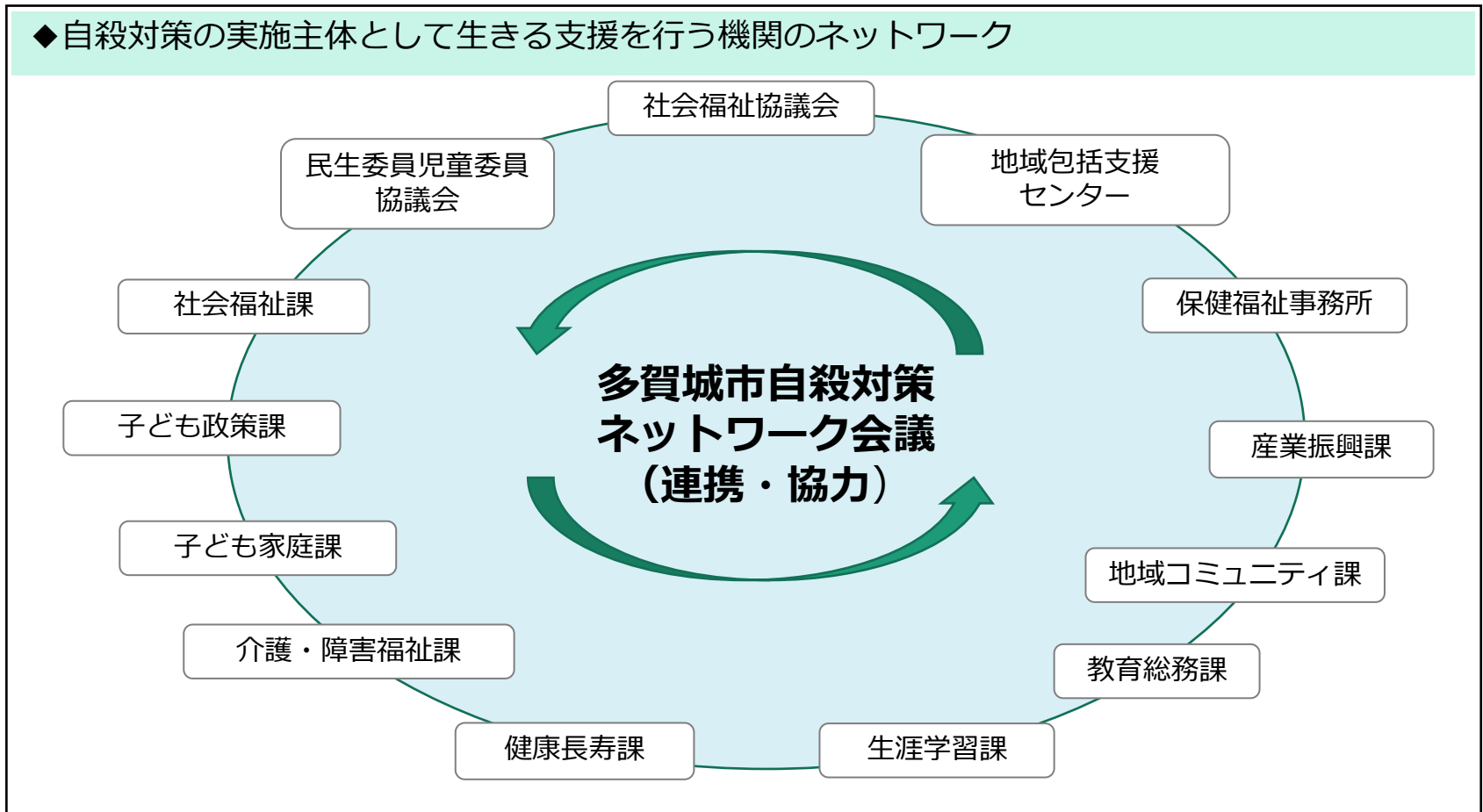
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ・ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組む総合的な施策の更なる推進・強化

3.多賀城市の取り組み

○ 自殺対策ネットワーク会議

自殺対策計画の策定、計画に掲げる各種事業の連携・推進、計画の評価、見直しを行い、また、庁内外の関係機関による「自殺対策ネットワーク会議」を設置している。

◆自殺対策の実施主体として生きる支援を行う機関のネットワーク



○庁内・庁外連携体制について

自殺の背景には、様々な要因があることから、対策を講じるにあたっては主管課のみならず、ネットワークを構築する庁内、関係部署でも自殺対策の視点や意識をもつことが必要。

引き続き、ネットワーク会議や事業等を通して、関係機関が相互に連携し、自殺対策に取り組んでいく。

